

埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業要綱

(目的)

第1条 この事業は、盲ろう者の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、盲ろう者の社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員（以下「通訳・介助員」という。）を派遣し、通訳・介助業務を行い、盲ろう者の福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。

2 県は、第4条、第6条、及び第11条の業務の運営を民間団体（以下「団体」という。）に委託して、これを実施するものとする。

ただし、通訳・介助員の登録並びに委嘱に関する業務は県が直接実施するものとする。

(業務の委嘱)

第3条 知事は、次に掲げる者の中から、通訳・介助員として適当と認められる者に対して第4条の業務を委嘱するものとする。

- (1) 県開催の「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会」を修了し登録した者
- (2) その他、第1項第1号と同程度の者

2 前項の規定により委嘱する通訳・介助員には、別紙様式1の委嘱状を交付する。

(通訳・介助員の業務)

第4条 通訳・介助員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 盲ろう者の一般社会生活における通訳・介助
- (2) 県内盲ろう者団体の実施する事業における通訳・介助
- (3) 盲ろう者の福祉に寄与すると認められる通訳・介助
- (4) その他、知事が認めた者の通訳・介助

(依頼者の負担)

第5条 前条の通訳・介助に要する依頼者の負担は無料とする。ただし、第6条第2号に規定する交通費実費の差額については依頼者の負担とする。

2 前条第4号の業務を行った通訳・介助員に弁償される第6条第1号及び第6条第2号に規定する費用については、知事が必要と認める場合、

依頼者に返還を求めることができる。

(通訳・介助員に対する費用弁償)

第6条 第4条の業務を行った通訳・介助員には、次の各号に掲げるものの合計額を費用として弁償する。

(1) 通訳・介助に要する時間（準備、打合せ及び休憩に要する時間を含む。）1時間当たり金1,470円。

(2) 通訳・介助員が通訳・介助業務の際に負担した交通費（ただし、通訳・介助員が自家用車を使用して依頼者を送迎した場合であって、当該依頼者を実際に乗車させたときの交通費を除く。）実費。

ただし、1回当たりの限度額は2,500円までとし、その限度額を超えた分の交通費実費の差額は、依頼者の負担とする。

(通訳・介助員の責務)

第7条 通訳・介助員は、派遣事務所からの諸連絡には速やかに返信し、可能な限り日程調整を行って派遣に対応すること。

2 通訳・介助員は、業務を通じて知り得た個人の秘密を守らなければならない。

3 通訳・介助員は、複数の盲ろう者の通訳・介助に対応するとともに、業務に必要な知識及び技術の向上を図るよう努めなければならない。

(届出)

第8条 通訳・介助員は、住所又は氏名等に変更を生じたときは、別紙様式2により知事に届け出るものとする。

2 通訳・介助員は、心身の故障その他の理由により、通訳・介助員を辞退するときは、別紙様式3により知事に届け出るものとする。

(登録の取消及び委嘱の解除)

第9条 知事は、通訳・介助員が心身の故障その他の理由により業務の遂行が困難であると認めるとき、又は通訳・介助員としての適格性を欠くものと認めるときは、登録を取り消し、又は委嘱を解除できるものとする。

(通訳・介助員証)

第10条 県は、通訳・介助員に別紙様式4の通訳・介助員証を交付する。

(研修)

第11条 通訳・介助員に対して通訳・介助技術等の向上を図るため、必要に応じて研修を行うものとする。

(留意事項)

第12条 この事業を実施するにあたっては、盲ろう者の現状及び通訳・介助員の活動状況を把握し、常時反映させていくものとする。

(指導、監督)

第13条 県は、団体に対しこの事業が適切かつ効果的に実施されるよう、指導、監督するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、派遣事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

別紙様式 1

委 嘱 状

(氏 名) 様

埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員として委嘱します

任期は 年 月 日までとします

年 月 日

埼玉県知事

印

別紙様式 2

埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員変更届

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所
氏 名

下記のとおり変更いたしましたので、報告します。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変更理由		

別紙様式 3

埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員辞退届

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所
氏 名

下記の理由により、埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員を辞退します。

記

辞退理由

別紙様式 4

表

		第	号	
埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員証				
氏 名				
住 所				
		年	月	日発行
埼玉県知事		印		

裏

注 意	
1	通訳・介助活動の際は、この証を携帯すること。
2	有効期間は 年 月 日までとする。
3	この証を譲与、又は貸与してはならない。
4	記載事項に変更を生じたとき及び辞退したときは、返納すること。